

# 自動車運転死傷行為処罰法の改正

走行中の車の前で止まる等の妨害運転行為が「**危険運転致死傷罪**」に問われる。

## 改正前



交通事故の原因にあおり行為があっても、過失運転致死傷罪が適用された場合

- ・ 罰則  
7年以下の懲役・禁固、  
または100万円以下の罰金

### 【事故の違反点数】

一般の違反行為(急ブレーキ違反や安全運転義務違反等)での人身事故とされた場合は、交通事故の付加点数は以下のようになる。

死亡事故	20点
全治3か月重傷	13点
3か月未満の怪我	9点
30日未満の怪我	6点
15日未満の怪我	3点

## 改正後

令和2年7月2日施行

妨害目的で、重大な危険が生じる他車の前での停止、高速道路での前方停止、急接近などの行為は、危険運転致死傷罪に該当

- ・ 罰則  
傷害事故 15年以下の懲役  
死亡事故 1年以上の有期懲役  
※ 有期懲役とは最大20年の懲役をさす。

### 【危険運転致死傷罪の事故点数】

交通事故に危険運転致死傷罪が適用された場合は、一般の違反行為ではなく特定違反行為とされて事故の付加点数は非常に厳しくなる。

危険運転致死	62点(8年)
全治3か月重傷	55点(7年)
3か月未満の怪我	51点(6年)
30日未満の怪我	48点(5年)
15日未満の怪我	45点(5年)

※ かつこ内は、免許取消の欠格期間／前歴なしの場合